

表1. 肺癌検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分

二重読影時の 仮判定区分	比較読影を含む 決定判定区分	X線所見	二重読影時の 仮指導区分	比較読影を含む 決定指導区分
a	A	「読影不能」 撮影条件不良、現像処理不良、位置付不良、フィルムのキズ、アーチファクトなどで読影不能のもの	再撮影	
b	B	「異常所見を認めない」		
c	C	「異常所見を認めるが精査を必要としない」 明らかな石灰陰影、線維性変化、気管支拡張症、気腫性変化、広範囲な陳旧性病変などで精査や治療を必要としないと判定できる陰影	定期検診	
d	D	「異常所見を認めるが肺癌以外の疾患が考えられる」		
d1	D1	「活動性肺結核」 治療を要する肺結核を強く疑う		肺癌以外の該当疾患に対する精査
d2	D2	「活動性非結核性病変」 肺炎、気胸など治療を要する状態		
d3	D3	「循環器疾患」 冠状動脈石灰化、大動脈瘤など心大血管異常		
d4	D4	「その他」 縦隔腫瘍、胸壁腫瘍など精査を要する状態		
e	E	「肺癌の疑い」 「肺癌の疑いを否定し得ない」 「肺癌を強く疑う」 孤立性陰影、陳旧性病変に新しい陰影が出現、肺門部の異常（腫瘍影、血管・気管支などの肺門構造の偏位など）、気管支の狭窄・閉塞による二次変化（区域・葉・全葉性の肺炎、無気肺、肺気腫など）、その他肺癌を疑う所見	比較読影	肺癌に対する精査

- 注 1) 比較読影を含む決定指導区分において、E1 判定とは、きわめてわずかでも肺癌を疑うものを意味し、E2 判定とは、肺癌を強く疑うものを意味する。一方、D 判定は、肺癌以外の疾患を疑うものを意味する。
- 2) 肺癌検診の胸部 X 線検査における要精検者とは、比較読影を含む決定指導区分における E1 および E2 を指す。
- 3) 比較読影を含む決定指導区分における D 判定は肺癌検診としての要精検者とは認めない。
- 4) 肺癌検診の集計表における胸部 X 線検査における要精検者数とは、E1 と E2 の合計数を意味する。
- 5) 肺癌検診の集計表における肺癌確診患者数（検診発見肺癌）とは、E1 および E2 判定となった要精検者の中から原発性肺癌と確認された患者数を意味する。
- 6) したがって、D 判定者の中から肺癌が発見されたとしても、検診発見肺癌とは認めない。

- d. 判定基準と指導区分：判定基準と指導区分とを表2、表3に示した。
- e. 細胞診の検体検査部分の委託：細胞診の検体検査部分を検査機関に委託する場合は、当該検査機関における呼吸器の細胞診を担当する検査技師、医師などの資格、人数、ならびに設備の条件その他を十分に把握し、精度管理に留意する。
- f. 標本および記録の保管：標本は3年以上保存する。検査台帳や報告書は10年以上、できれば永久保存とする。